

高千穂町告示第116号

令和3年第4回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月29日

高千穂町長 甲斐 宗之

- 1 期 日 令和3年12月6日
- 2 場 所 高千穂町役場議場

---

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員	田中 義了議員
佐藤さつき議員	板倉 哲男議員
磯貝 助夫議員	本願 和茂議員
中島 早苗議員	馬原 英治議員
坂本 弘明議員	工藤 博志議員
富高健一郎議員	富高 友子議員
佐藤 定信議員	

---

---

令和3年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和3年12月6日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年12月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第71号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第72号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第73号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第74号 高千穂町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 日程第9 議案第75号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第76号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第77号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第78号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第79号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第80号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第81号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第82号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第83号 高千穂町公の施設等指定管理者の指定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第71号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第72号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について



企画観光課長	……………	山下 正弘	福祉保険課長	……………	有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	須藤 浩文
保健福祉総合センター事務長	……………				興梠 晶彦
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

---

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、おはようございます。

御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和3年第4回高千穂町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号6番、磯貝助夫議員、議席番号7番、本願和茂議員を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期日程表のとおり行うこととします。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から、委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付したとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日までに受理しました陳情3件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。

本日は議員の皆様方には何かとお忙しい中に、高千穂町議会第4回定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

議場が少々寒うございますが、よろしく願いいたします。

さて、この2年近く、この議会の場でも新型コロナウイルス感染症の話題に触れなければならない状況が続いておりますが、特に11月に入り国内では減少傾向にあり、観光県宮崎にとっても、また我が高千穂町にとっても、観光や飲食など人の動きが活発になり、経済活動が戻ってきたことを実感しているところでございます。特に宮崎県内では、先日感染者が久しぶりに2日連続各お1人ずつ確認されましたが、先週まで43日間連続で新規感染者ゼロが続く状況もあり、第6波を警戒しつつも収束への期待感を強く持っているところでございます。

本町では、去る11月20日土曜日から21日日曜日にかけて、高千穂町の観光交通分散と回遊形成に向けた社会実験を行いました。紅葉に染まる本町に観光で訪れられるマイカーは大変多

く、最近では、以前のように大型観光バスによるツアーも見られるようになり、喜ばしく感じております。しかし、海外に目を向けますと、新たな変異株オミクロン株の広がりが連日報道され、岸田総理は早々に11月30日の午前0時をもって全世界からの原則入国禁止の方針を示し、水際対策を強化することとしました。このような対応により、年末年始を控え、新たな感染拡大がないことを切に願いたいと思います。

また関連して、第二次岸田内閣では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6.8兆円を含む補正予算案を閣議決定しましたが、要綱等が示され次第、本町においても感染防止策の徹底に向けた対策や事業や生活・暮らしの支援、ウィズコロナのもとでの社会経済活動の再開に向けた対応などに、有効に活用できるようしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それでは、当面する町政につきまして御報告を申し上げます。

まず、報道等で御存じのとおり、本年11月以降、高病原性鳥インフルエンザが秋田県及び鹿児島県、兵庫県及び熊本県において、相次いで発生をしております。県内においても、野鳥ふん便から当該ウイルスが確認されていることから、県内での発生リスクは非常に高く最大限の警戒が必要であると考えております。本町におきましては、22農場に約47万羽が飼養されておりますが、農林振興課及び町自営防疫推進協議会を通じ、消毒用石灰の配付を行うとともに、徹底した防疫対策を呼びかけているところであります。

次に、観光・商工業について御報告いたします。

まず観光について、本町の重要な観光資源の一つでもある各地区夜神楽についてであります。昨年同様今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの地区で神事だけあるいは縮小して行い、一般のお客様への公開はしないという報告でありますので、例年町で作成しております日程表は今年も作成をせず、積極的な情報公開はいたしておりません。今年も町内外の皆様からお問い合わせはいただいておりますが、個別に対応し、説明をして御了承をいただいているところでございます。地区によっては、オンラインツアーを実施するなどの工夫により、それぞれの地区で夜神楽の伝統が途切れることのないよう継承に御尽力をいただいているところでございます。

一方、観光全体としては、全国的な新規感染者数の減少などもあり活気を取り戻してきたようでもあります。休日はもちろんのこと、平日でも高千穂峡のボートは待ち時間が発生することもあり、平日のお客様が以前より多くなって人の流れが分散化しているようだとの声も聞いております。宿泊に関しましても、宮崎県のジモミヤ旅キャンペーンや町独自の高千穂割などの助成もあり、好調に推移しているようであります。

また、2月11日に開催予定の建国まつりについてであります。今年度もパレードをはじめ

屋外のイベントについては行わないこととなりました。屋外での不特定多数の皆さんが密になる状況を考慮し、実行委員会での慎重な判断となりました。ただし、屋内のイベントについては、国・県が示す一定の基準がありますので、同日2月11日に神様コンテスト、さらには関連事業として、延び延びになっておりました町制施行100周年記念ソングの披露を武道館で行いたいと考えております。

また、高千穂の夜神楽伝承協議会が主催する子ども神楽のイベントも高千穂神社で開催される予定であります。先月14日には、夏のサルタフェスタ関連行事として延期となっております花火大会も実施し、寒い中に多くの皆さんに楽しんでいただきました。

今後こうしたイベントにつきましても、感染の状況をしっかりと見極めながら必要な感染予防対策を講じつつ、可能な限り開催していきたいと考えております。

次に、商工業関係についてであります。高千穂町緊急事態宣言影響対策支援金の受け付けを11月1日から開始しております。これは、今年8月、9月の売上げが昨年あるいは一昨年の8月、9月と比較して20%以上減少した事業所に対して上限10万円支援するもので、時間短縮営業の協力金を支給された飲食店等を除く全業種を対象としております。先週末時点で81件の申請がある状況で、12月10日を締切りとし、迅速な支払いに努めているところであります。

また、町民の皆様お1人につき5,000円分配付しました商品券や、先日から商工会が販売しておりますプレミアム率20%の商品券なども、町内経済には一定の効果があるものと考えておりますので、今後も商工会と連携し、状況に合わせ適切な支援策を実施したいと思っております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況について御報告いたします。

武道館で実施しました新型コロナウイルスワクチンの集団接種は、10月21日をもって終了したところですが、その後も12歳の誕生日を待っての児童の接種や、何らかの事情で遅れての個別接種を希望する方など、引き続き接種が続いているところであります。現在の本町の接種状況は、国の直近のデータによりますと、1回目が9,939人、2回目が9,899人となっており、接種率は約91%となっております。

また、先日、厚生労働省からワクチンの追加接種いわゆる3回目の接種について、自治体向けの説明会がウェブ上で開催されたところであります。対象者は、様々報道はございますが、現在の方針としては、2回目の接種を完了している18歳以上の方であり、2回目の接種完了から原則8か月以上経過した方から順次実施となります。接種は、医療従事者をはじめとして、12月3日金曜日から開始をしており、続いて2月中旬から65歳以上の高齢者の方への集団接種を2回目接種完了の順に進める計画であります。

使用するワクチンについては、メッセンジャーRNAワクチンでファイザー社と武田モデルナ社のものが国から配分される予定であります。

また、特例臨時接種期間は令和4年2月28日までとされていたものが、令和4年9月30日までに延長されたところです。期間中は1回目、2回目の接種を希望される方についても対応することとしております。

現在、接種券一体型の予診票などの発送準備も進めておりますが、ワクチン接種業務については、今後さらに複雑になってくることが考えられます。引き続き安全かつ円滑に業務を進めてまいりますので、議員各位にも御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、来年度予算の編成時期となりましたので、その編成方針について御報告をいたします。

まず、国の予算編成の方向性であります。令和4年度予算の概算要求の基本的な方針として、歳出改革の取組強化、施策の優先順位の洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するため、新たな成長推進枠を措置することとしています。

また、地方財政においては、総務省概算要求において、新経済・財政再生計画等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源額について、令和3年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保し、出口ベースで17.5兆円を要求、交付税率の引上げを要求しているとしております。本町としても、自治体にとって重要な財源である地方交付税また各種交付金・補助金等について、今後の動向を注視し適切に対応してまいります。

次に、宮崎県の予算編成の方針ですが、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた新たな成長活力の創出につなげる取組について、積極的に展開を図ることとしております。

重点施策の中身ですが、コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出として、1、感染症に強い医療提供体制の充実、2、県民生活や地域経済の早期回復、3、変化を実感できるデジタル化の推進、4、ゼロカーボン社会づくりの推進、5、宮崎ならではの魅力向上と情報発信の強化。

次に、人口減少対策の取組強化として、1、少子化対策の着実な推進と次代を作る子供たちの育成、2、未来を支える産業人材の育成・確保。

次に、安全・安心で魅力ある地域づくりとして、1、強靱な県土づくりの着実な推進、2、持続可能な魅力ある地域づくりの推進を挙げています。

町といたしましては、県の予算編成の状況等について積極的に情報収集し、本町の予定事業に充当可能な補助金等については、有効な活用に努めてまいります。

さて、本町の財政状況でございますが、令和2年度一般会計決算では、町税や財産収入といった自主財源割合は、歳入総額の18.3%に過ぎず、また、依存財源で歳入総額の35.6%を占

めた地方交付税については、令和4年度予算の総務省の概算要求額では前年度比約0.4%増となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策や異常気象による大規模災害への費用増加が、地方への配分に影響することも危惧されます。

町債については、年度末残高が67億5,000万円とやや増加している一方、財政調整基金等の一般会計の基金保有額は、令和2年度末において約28億円と将来の財源不足にある程度対応できる保有額を維持していますが、取崩しが続いており、引き続き慎重な財政運営に務める必要があります。

歳出については、第6次高千穂町総合長期計画に沿って、1、農林畜産業、商工観光業の振興等、地域の資源を生かした活力あるまちづくり、2、医療、福祉、社会保障制度の充実による健やかに暮らせる支え合いのまちづくり、3、学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興による豊かな人間性を育むまちづくり、4、交通網整備、環境保全、防災体制の整備等、安全かつ快適な暮らしやすいまちづくり、5、健全な財政運営、効率的な行政運営の推進など、町民と行政の協働による持続可能なまちづくり、に取り組むものとしていますが、少子高齢化の進行、インフラの老朽化対策、教育施設等の建て替え、特別会計操出金及び広域行政事務組合負担金の増、町立病院の経営統合、鉄道公園化整備など山積する課題に対し、起債や基金の取崩しに頼りすぎることなく、限られた財源を有効に活用し、活気にあふれたもっと元気な高千穂町づくりに向け、全職員の知恵と工夫による効率的かつ効果的な予算編成に取り組む所存でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

---

日程第5. 議案第71号

日程第6. 議案第72号

日程第7. 議案第73号

日程第8. 議案第74号

日程第9. 議案第75号

日程第10. 議案第76号

日程第11. 議案第77号

日程第12. 議案第78号

日程第13. 議案第79号

日程第14. 議案第80号

日程第15. 議案第81号

日程第16. 議案第82号

## 日程第17. 議案第83号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第5、議案第71号から日程第17、議案第83号までの条例改正議案5件、補正予算議案7件、その他議案1件の町長提出議案13件を一括議題として提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、条例案件5件、補正予算7件、その他1件の合計13件でございます。初めに、議案第71号高千穂町税条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、所得税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日交付、同年4月1日から施行されたことに伴い、税条例の一部を改正し、令和4年1月1日付で施行するものであります。改正の内容は、寄附金税額控除におきまして、寄附金制度における寄附金の範囲が見直されたため改正するものであります。

次に、議案第72号高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、同条例第3条の別表から、公営住宅南平団地建て替え事業の完了により取り壊した旧住宅2棟6戸を削除するものでございます。

次に、議案第73号高千穂町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、出産育児一時金等に関する改正であります。現在、対象児1人当たりの出産一時金等は、出産育児一時金と産科医療保障制度の掛金の合計42万円であり、その合計額は変わりませんが、それぞれの金額が変更されることに伴い、高千穂町国民健康保険条例第7条の2について、所要の改正を行うものです。この改正は、令和4年1月1日から施行するものであります。

次に、議案第74号高千穂町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について御説明いたします。

本委員会は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、診療内容に関する資料の收受及び特殊な検査実施などの助言を行うために設置しているものであります。今回の改正は、組織に係る条文の修正と出席者の守秘義務の条文を追加するものであります。

次に、議案第75号高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この改正は、第74号で御説明いたしました予防接種健康被害調査委員会委員の報酬額を新たに定めるものでございます。

次に、議案第76号から議案第82号までの補正予算議案について御説明申し上げます。

議案第76号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,679万円を追加し、歳入歳出の総額を92億2,583万3,000円とするものでございます。

歳出では、財産管理費、住宅解体工事、民生費、ときわ園面会室設置工事、衛生費、新型コロナウイルス接種事業、農林水産業費、林地台帳精緻化事業、鳥獣被害防止事業、土木費、道路新設改良事業費の増等が主なものであります。

歳入では、町税、国・県支出金、諸収入の増及び町債の減額が主なものとなっております。

議案第77号から第82号までの各特別会計及び病院事業会計の補正予算につきましては、事業実績見込み及び繰越金等による財源調整の補正が主なものでございます。

最後に、議案第83号高千穂町公の施設等指定管理者の指定について御説明いたします。

現在、指定管理により運営を行っております高千穂町老人福祉館及び高千穂町養護老人ホームときわ園の指定管理期間が令和4年3月31日をもって終了しますので、高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き、社会福祉法人高千穂町社会福祉協議会を指定管理者として指定したいと存じますので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年であります。

以上、私からの提案理由の説明でございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、議案第71号について、税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） それでは、税務課所管の議案第71号高千穂町税条例の一部改正について御説明いたします。

議案集1ページになります。

今回の改正は、所得税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日公布、同年4月1日から施行されたことに伴うものであります。

改正の内容は、個人町民税の寄附金税額控除におきまして、独立行政法人や公益財団法人、社会福祉法人といった特定公益増進法人等に対する寄附金制度において、対象となる寄附金の範囲の見直しにより、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金等が除外されたため、このような寄附金を税額控除の対象外とするものであります。

以上の改正を令和4年1月1日より施行したいことから、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第72号について、建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） それでは、建設課所管、議案第72号高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は3ページをお開きください。

平成30年度より公営住宅南平団地建て替え事業におきまして建設を進めてまいりました建物の建築工事が令和2年度をもちまして完了したところがございます。それに伴い本年度は、旧住宅2棟の解体工事を発注し、施設の撤去が完了しましたので、本条例別表から、南平団地、昭和53年度建設、簡易耐火平屋構造2棟6戸分を削除し、4ページのとおりとするものでございます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第73号、77号、81号、83号について、福祉保健課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） おはようございます。

福祉保険課所管の条例改正議案1件、補正予算議案2件、その他議案1件につきまして御説明いたします。

議案集5ページを御覧ください。

議案第73号高千穂町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、出産育児一時金等に関する改正であります。

対象児1人当たり42万円を支給するものでありますが、支給額の変更はなく、その額の構成内容が変わります。

現在の出産育児一時金等は、産科医療補償制度の掛金1万6,000円と出産育児一時金の40万4,000円の合計42万円ですが、今回、その産科医療補償制度の掛金が1万2,000円に引き下げられます。産科医療制度とは、分娩に関連し発生した高度脳性麻痺の子供や家庭の経済的負担を補償するとともに、その原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資するための情報を共有することなど、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度ですが、令和4年1月1日より、その掛金が4,000円引き下げられます。

この産科医療補償制度の改正を受け、国の社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策として出産育児一時金の重要性に鑑み、支給総額については42万円を維持するべきであるとさ

れたことを踏まえ、健康保険法施行令が同日改正され、出産育児一時金が40万8,000円へ4,000円の引上げが行われます。

以上の内容を踏まえ、高千穂町国民健康保険条例第7条の2出産育児一時金等の40万4,000円を40万8,000円に、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要と認められる産科医療補償制度の掛金1万6,000円を1万2,000円に改正するものであります。

この改正は、令和4年1月1日から施行するものであります。

次に、議案集47ページを御覧ください。

議案第77号令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億8,182万円とするものであります。

48ページ、歳入であります。県支出金210万4,000円の増につきましては、保険給付費等交付金の特別交付金分であり、国民健康保険制度改正に係るシステム改修費及びコンビニ納付に伴う保険者努力支援交付金による増額であります。

財産収入31万円の増につきましては、国民健康保険準備積立基金の運用益利子分であります。

繰入金16万4,000円の増につきましては、保健センターの修繕費分を一般会計から繰り入れるものであります。

49ページ、歳出であります。総務費210万4,000円の増につきましては、コンビニ納付に対応するためのOCR納付書や通知書の印刷製本費及び国民健康保険制度改正に係るシステム改修費の増であります。

保健事業費16万4,000円の増につきましては、保健センターのブラインドや照明器具の修繕及び2階部分の雨漏り修理のための費用であります。

基金積立金31万円の増につきましては、国民健康保険準備積立基金運用益の積立金であります。

51ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集119ページを御覧ください。

議案第81号令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億9,367万4,000円とするものであります。

120ページ、歳入であります。繰入金100万9,000円の減につきましては、一般会計を經由し本特別会計へ繰り入れます後期高齢者医療保険基盤安定繰入金の確定によるものであ

ります。

繰越金159万1,000円の増につきましては、令和2年度からの繰越金であります。

121ページ、歳出であります。後期高齢者広域連合納付金58万2,000円の増につきましては、広域連合へ納付する後期高齢者医療保険料負担金であります。

123ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案集141ページを御覧ください。

議案第83号高千穂町公の施設等指定管理者の指定について御説明いたします。

現在、高千穂町老人福祉館の設置及び管理に関する条例第5条及び高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、指定管理による運営を行っております高千穂町老人福祉館及び高千穂町養護老人ホームときわ園の指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了いたします。

老人福祉館につきましては、指定管理に付す前から施設の一部に事務所を設置しておりますことから、適切で柔軟な維持管理及び安価な運営が可能であること、ときわ園につきましては、現在町が設置者となり、指定管理による運営を行っておりますが、将来サービスの向上と経営力強化のため、施設運営者が設置者となり運営することを目指しております。養護老人ホームの設置者は地方自治体か社会福祉法人しかなることができないことから、また、これまでの実績と適切な人材を確保していることなどから、高千穂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、その管理運営につきまして引き続き社会福祉法人高千穂町社会福祉協議会を指定管理者として指定したいと存じますので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年であります。

以上、福祉保険課所管の議案4件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第74号、75号、80号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） それでは、保健福祉総合センター所管の条例改正議案2件、補正予算1件について御説明申し上げます。

まず、議案第74号高千穂町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正につきまして御説明いたします。

議案集は7ページになります。

本条例は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、本委員会で診療内容に関する資料の収集、特殊な検査、または剖検の実施などの助言を行うために設置しているものであります。

今回の条例改正は、組織に関する第3条の条文の中の「知事の推薦する」の前に「町長及び」を加え、次に経費に関する条文7条の次に守秘義務の条文第8条を追加し、それ以降の条番号をそれぞれ1つずつ繰り下げるものであります。

次に、議案第75号高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案集は9ページになります。

今回の改正は、同条例の別表に予防接種健康被害調査委員の報酬1万5,000円を追加するものであります。

続きまして、議案第80号令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案集は89ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ73万9,000円を追加し、補正後の予算総額を15億2,768万7,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1,178万4,000円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、事業勘定ですが、92ページの歳入で、財産収入の41万5,000円、一般会計繰入金32万7,000円の追加が主なものであります。財産収入は、介護給付費準備基金利子になります。

続きまして、93ページの歳出ですが、主なものは基金積立金の41万2,000円、繰出金の23万2,000円の追加であります。保険給付費については、利用サービスの内容に合わせて全体で調整をしており、総額の変更はございません。

95ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

続きまして、105ページからの介護サービス事業勘定ですが、106ページの歳入として、繰入金が23万2,000円の追加で、保険事業勘定からの繰入れでございます。

107ページの歳出について、総務費1万1,000円の追加は、研修会負担金、居宅サービス負担金、居宅サービス事業22万1,000円の追加は、地域包括支援システムライセンスを追加するものでございます。

109ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議頂ますよう、よろしく願いいたします。

以上、保健福祉総合センター所管の議案3件につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第76号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の議案第76号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

議案集の15ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,679万円を追加し、歳入歳出の総額を92億2,583万3,000円とし、第2条では地方債補正を行うものであります。

それでは、16ページをお開きください。

まず、歳入ですが、町税9,358万1,000円の増は収入見込みによる増、分担金及び負担金131万円の増は農林水産業費分担金の増、国庫支出金4,784万7,000円の増は自立支援給付費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、社会資本整備総合交付金等となっています。県支出金1,514万2,000円の増は自立支援給付費県負担金、有害獣被害防止対策事業補助金等となっています。

財産収入51万8,000円の増は利子及び配当金、寄附金30万円の増は企業版ふるさと納税寄附金、繰入金114万6,000円の減は財政調整基金繰入金の減、諸収入1,950万8,000円の増は高千穂五ヶ瀬道路用地補償金等によるものです。

町債5,895万円の減は、小水力発電施設整備債6,600万円の減、地方創生道整備交付金事業債1,500万円の増等によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

17ページを御覧ください。

最初に、総務費は2,006万7,000円の増ですが、財産管理費の住宅解体工事費等1,215万9,000円、企画費の移住体験住宅整備事業455万5,000円の増等が主なものです。

民生費は、6,803万1,000円の増です。ときわ園面会室増設工事181万1,000円、障害福祉サービス費5,880万円が主なものです。

衛生費は、272万8,000円の増です。簡易水道事業繰出金の減579万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種会場使用料676万円、合併処理浄化槽設置補助金139万2,000円の増等となっています。

農林水産業は、2,556万2,000円の増です。未来につなぐ中山間地域農業支援事業57万9,000円、災害復旧工事200万円、県営農村地域防災減災事業負担金等560万3,000円、林地台帳精緻化事業220万円、鳥獣被害防止総合対策交付金950万4,000円等が主なものとなっています。

商工費は、171万1,000円の減です。高千穂峡ウッドデッキ等改修86万8,000円、

町制100周年記念事業の減331万円、その他事業費組替えが主なものです。

土木費は、1,015万5,000円の増ですが、道路新設改良費、建物立木補償金978万5,000円が主なものです。

教育費は、195万8,000円の増です。スクールサポートスタッフ委託料、施設修繕料が主なものです。

災害復旧費につきましては、財源の組替えとなっています。

議案集の18ページに地方債補正、19ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上で、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第78号、79号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の補正予算2件について御説明いたします。

議案集の61ページからになります。

初めに、議案第78号令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,440万9,000円とするものであります。

68、69ページを御覧ください。

歳入につきましては、款4の財産収入、利子及び配当金を18万円増額し、補正後の額を18万2,000円とするものです。これは、簡易水道積立基金の運用方法を会計課が一元管理・運用することに変更したことで、18万円の増額となったものです。

次に、飛びまして款6の繰越金、前年度繰越金を299万1,000円増額し、補正後の額を299万2,000円とするものです。これは、令和2年度簡易水道事業特別会計決算に伴う黒字額1,884万6,850円のうち簡易水道積立基金に積み立てた1,585万4,828円の残額である299万2,022円を令和3年度簡易水道事業特別会計へ歳出予算の財源に充てるために繰り入れるものであります。

戻りまして、款5の繰入金金を579万5,000円減額し、一般会計繰入金からの繰入金金を1,967万7,000円とするものです。

70、71ページを御覧ください。

歳出につきましては、維持管理費の工事請負費を395万3,000円減額し、簡易水道施設の修繕料に175万3,000円、配水池の清掃委託料等に220万円を振り替えるものです。

17の備品購入費の280万4,000円の減額は、昨年の台風被害により停電が発生し、水源地から配水池に送水できない簡易水道組合が発生しました。これを教訓に、本年度予算で大型

発電機の購入を計画しておりましたが、職員でメンテナンスを行い維持管理することは大変難しいことが分かりました。そこで、リース会社団体と災害協定を結ぶことで解決できるのではないかと考え、総務課の消防防災担当者とリース会社を訪問し御相談をしたところ、前向きな回答を得ましたので、今回減額するものであります。

次に、議案第79号令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります、議案集の75ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,866万2,000円とするものです。

82、83ページを御覧ください。

歳入につきましては、款1の分担金及び負担金、受益者負担金を43万円増額し、補正後の額を114万9,000円とするものです。これは、主に新築住宅着工に伴い下水道につなぎ込んだ件数が増えたことによる増額となったものであります。

次に、款4の財産収入、利子及び配当金を2,000円増額し、補正後の額を3,000円とするものです。これも下水道減債積立基金の運用方法を会計課が一元管理・運用することに変更したことで2,000円の増額となったものであります。

次に、款9の使用料及び手数料、下水道事業手数料を6万6,000円増額し、補正後の額を7万円とするものです。これは、下水道工事指定店の更新手数料です。

84、85ページを御覧ください。

歳出につきましては、款総務費の3職員手当と4共済費の増額補正は、職員の扶養家族が増えたことに伴うものであります。

10の需用費5万5,000円の増額は、来年4月からスタートするコンビニエンスストア収納に使用する納付書の印刷製本費です。

12の委託料200万円の増額は、公営企業会計移行業務料の変更に伴う補正です。

次に、款土木費の委託料200万円の減額は、下水道施設監視装置システム更新委託料が確定したことによる減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第82号について、病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 議案第82号令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案集の133ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出の医業外費用を450万円増額し、病院事業費用の総額を23億5,469万7,000円に、また資本的支出の建設改良費を594万円増額し、資本的支出の総

額を2億5,912万円にするものであります。

収益的支出の内訳は、訪問看護費の法定福利費及び手当を増額し、資本的支出の内訳は、X線撮影装置の購入を予定しているものであります。

137ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしく願います。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長提案の日程第5、議案第71号から日程第17、議案第83号までの合計13件について説明が終わりました。

なお、ただいま説明が終わりました議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時08分散会

---